

平成26年

第3回定例会

会議録

(第1号)

平成26年 9月 5日

平成26年第3回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成26年9月5日(金) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会 期 の 決 定
〔議 長 諸般の報告〕

日程第3 所管事務調査報告について

〔町 長 所信表明〕

〔町 長 行政報告〕

◎ 出席議員(12名)

議		長	打越	東 亜 夫
副	議	長	室 井	正 行
議		員	小 笠 原	満
	〃		薄 木	晴 午
	〃		飯 田	隆 一
	〃		小 野 寺	真
	〃		小 笠 原	淳 夫
	〃		若 山	明 廣
	〃		大 門	和 子
	〃		萩 原	徹
	〃		小 林	栄 治
	〃		折 戸	幸 博

◎ 欠席議員(0名)

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	長	谷	川		篤
教	育	長	新	木	秀		幸
総	務	財	澤	口	純		一
政	策	推	田	畑			明
町	民	福	太	田			誠
環	境	住	結	城	孝		好
建	設	水	大	坂	敏		文
追	分	商	大	杉	則		明
農	林	水	出	崎	雄		司
ひ	の	き	広	島	良		二
学	校	教	木	村			晃
社	会	教	尾	山			徹
総	務	財	竹	内			強
政	課	総					
務	係	長					

(議会事務局)

局	長	小	田	島	訓
書	記	秋	山	悦	子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます、ただいまの出席議員数は12名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただいまから、平成26年第3回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小野寺議員、大門議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。
「飯田委員長」

「飯田委員長」(報告)

議会運営委員会からの、ご報告を申し上げます。
当委員会は、9月20日、失礼しました、8月20日、9月1日の2日間にわたり委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出されておる議案内容の説明を受けると共に、日程及び運営についてを協議致しました。
今定例会には、平成26年度補正予算が一般会計・特別会計及び議員発議12件まで、それから一般質問は7名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。
以上の内容を踏まえまして、会期を、本日から10日までの6日間とし、今定例会に上程されております「平成25年度一般会計(江差町各会計)決算認定」につきましては、閉会後の継続審査といたうえで決算審査特別委員会に付託をし、審査を行うこととします。

一般質問については、これまでと同様に、一問一答方式で行うことと致しました。質問の回数につきましては再々質問まで、答弁を含め60分の時間制と致します。質問・答弁については、1回目の質問・答弁につきましては、演壇により行い、再質問以降は、

議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。また、通告のある一般質問の中には、町長の選挙公約や所信表明に関連した質問がされております。議会運営委員会と致しましては、町長の答弁を求めるものであり、理事者側におきましてもご留意頂きたいと思っております。

以上をもちまして、議会運営委員会において協議した結果を報告させていただきます。以上でございます。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月10日までの6日間と致します。一般質問については一問一答方式で行い、1回目の質問(質疑)・答弁については演壇により行い、再々質問については議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととし、質問(質疑)の回数は再々質問まで、答弁を含め60分以内の時間制を採用して行うこと、また理事者においては議員から質問に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は60分の時間制限以外とすることに決定致しました。

また、今定例会に通告のある一般質問の中には選挙公約や所信表明に関する質問が含まれております。理事者側においては留意願います。

(議長)

次に議長から諸般の報告を致します。

報告内容はお手元に配布のとおりでありますので、ご了承お願い致します。

(議長)

次に、日程第3、所管事務調査について、平成26年第1回定例会 発議第11号「林業活性化に関する事務調査」についてを議題と致します。

本件については、所管の総務産業常任委員会に付託されておりますので、委員長

の報告を求めます。

はい、「若山委員長」。

「若山委員長」(報告)

おはようございます。

委員会調査報告について、本委員会に付託事件の調査について、会議規則第78条の規定により、下記の通り報告致します。

1. 調査事件 平成26年第1回定例会 発議第11号 林業活性化に関する事務調査について

2. 調査の経緯と結果 本委員会は平成26年4月23日、5月22日、7月25日の3日間会議を開催し、資料をもとに担当課の職員の説明を求めるとともに、5月22日には柳崎地区の生活環境保全林の現地視察を行い、7月24日には関係機関へ聴取に出向き、かつ8月4日及び5日には、秋田県能代市の「風の松原」及び青森県青森市の「浅虫生活環境保全林」を調査した結果について、別紙のとおり意見を付して報告する。

【意見】江差町字柳崎町に所在する柳崎生活環境保全林(飛砂防備保安林・保健保安林)は、明治初期の乱伐と激しい北西の季節風によって柳崎地区が荒廃砂地となり、この砂地が内陸にせまってきたことから、田畑の一部を不毛にして、集落は危険な状態にさらされるようになった。このため昭和23年から昭和37年にかけて先人たちの筆舌に尽くしがたい努力の結果、柳崎飛砂防備保安林11ヘクタール、国有林砂坂海岸林70ヘクタールが整備され、今日背後の田畑、人家を守っている。

この結果を次の世代に引き継いでいくことが、我々の責務でもあることから、下記のとおりその対策を講ずるべきである。

1. 林内整備のための予算化について

・林業は、植栽にはじまり伐採に終わるというサイクルがあり、それがなされないと、森林の荒廃に繋がる懸念が多分にある。

・従って、先人が苦勞して守り育ててきた、この財産を今後も後世に伝承していくためにも、飛砂防備保安林と生活環境保全林を兼ね備えた保安林として維持管理するための経費の予算化をすべきである。

①下草刈り 憩いの場とするためには、必要な作業である。

②水道敷設 憩いの場とするためには、必要不可欠なもの。

③防除(松くい虫・ネズミ) 維持管理のためには、必要不可欠なもの。

2. 林内における触れる機会の創出について

・生活環境保全林として再整備し、檜山森林管理署や檜山振興局とも連携して、住民がこの森林に関心をもってもらえるような機会の創出を図ること。

〈創出企画案〉森林浴・動植物等観察会・倒木等清掃・下草刈りほか

3. 檜山森林管理署及び檜山振興局との連携強化について

・当町の生活環境保全林(飛砂防備保安林)と国の砂坂海岸林は、管理上で分割されているが、一体化した約81ヘクタールの保安林である。

・この森林は「癒しの場所」としての住民への周知、また飛砂防備保安林、保健保安林等の「多面的機能を有する森林」としての存在がある。今後の業務遂行にあたり、更なる連携強化をしながら取り進むべきと考える。

◆檜山森林管理署 林内行事の合同開催の検討(森林浴・動植物等観察会)

◆檜山振興局 植栽及び間伐材の適期調査等

以上でございます。宜しく申し上げます。

(議長)

以上で委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

「林業活性化対策に関する事務調査」について、委員長の報告のとおり了承することに決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、委員長の報告のとおり了承することに決しました。

(議長)

次に、平成26年第1回定例会 発議第12号「文化財の保存・活用に関する事務調査」を議題と致します。

本件については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

はい、「大門委員長」。

「大門委員長」(報告)

社会文教常任委員会調査報告について。

本委員会に付託事件の調査事件について、会議規則第78条の規定により、次のとおり報告致します。

1. 調査事件 平成26年第1回定例会 発議第12号 文化財に関する事務調査について

2. 調査の経緯と結果 本委員会は、平成26年4月23日、5月14日、5月21日及び7月16日の4日間会議を開催し、資料を基に担当課の職員の説明を求めるとともに、5月21日には、横山家、旧中村家、旧檜山爾志郡役所、能登谷の坂(霰庵の句碑)、法華寺(寛保津波の碑)、金丸家住宅、正覚院(寛保津波の碑・瓊江丸記念碑)、観音寺(木喰仏(地藏菩薩像)・円空仏(阿弥陀如来像))等の町内文化財の現地視察、そして7月28日、29日には秋田県の小坂町、青森県の青森市において視察研修を行い、調査した結果について次のとおり意見を付して報告致します。

【意見】江差町には、各種の有形無形の重要文化財等が数多くあります。国指定文化財2件、道指定文化財11件、町指定文化財33件、合計46件である。

近年、歴史的な建造物や町並みを歴史的資産として捉え直して、現代の町づくりに活かそうと取り組んでいる自治体が増加してきている。

文化財はもともと地域住民の人々の財産として、保存伝承されることで、その価値が多くの人々に理解され、地域住民の誇りとして継承されるものであることから、市民が主体となった保存、伝承の取り組みが重要であると考えます。

今後も、指定文化財の保存修理等の保護活動についても行政で実施するものはあるが、町民参加型の保存伝承の取り組みを進め、持続可能な文化財保存、活用の体制を確立することが重要であり、次の点に留意して推進すべきである。

1. 歴史的建造物の保存、活用することの基本的な考え方について

◆旧中村家住宅、旧檜山爾志郡役所の冬期間での開館活用を図ること。

・平成27年度末には、北海道新幹線がいよいよ開通となるが、この観光形態の変化にいかに対応していくかで地域間格差が拡大するものと考えます。

・周辺町と連携を密に図るとともに、観光客を呼び込むためのひとつとして冬期間の開館活用を積極的に図ること。

◆文化財設置場所への案内看板・パンフレットを整備すること。

・国、道以外の町指定文化財については、文化財の理解に加え観光振興の観点からも、設置場所までの案内看板表示が少ないのでその案内板設置及び関係課と連携

してその表示、パンフレットの整備を図ること。

2. 歴史的建造物の計画的修繕計画の策定について

◆旧中村家住宅、旧檜山爾志郡役所、旧関川家別荘においては、日常の管理を適正に行い、一定のサイクルで修理を行うことが保存のために重要である。特に国及び道指定等文化財の修理については、建造物の歴史や技法についての調査を踏まえ、文化財保護法に基づき町、北海道、国と協議して修繕計画書を作成し、適切な修繕に努めること。

3. 歴史的建造物に触れる機会の創出について

◆歴史的建造物は、地域の歴史を伝えるとともに魅力を高める貴重な財産であり、可能な限り後世まで保存伝承していくことが我々の責務である。特に住民が貴重だと認識する建物の維持管理については、所有者のみの問題でなく、住民や各種団体が一緒になって持続的に支える仕組みづくりが必要と考える。そのためには、その建物を「大切にしよう」、「残そう」という機運の醸成が必要であることから、ふれる機会の創出(建物周辺清掃及びガイド等)に努めること。

4. 歴史的専門分野業務の推進について

◆江差町教育委員会で所蔵している歴史的資料は、展示している資料だけではなく、旧檜山爾志郡役所の敷地内にある「古文書資料収蔵庫」で保管している古文書資料や柏町にある「旧技専収蔵庫」に保管している民具資料、考古資料等、総数にして10万点を超えている。しかし、基本的な資料作業が遅々として進んでいない状況が見受けられる。

町内の歴史的建造物とともに、これらの貴重な資料を整理保存して活用していくことが、地域の魅力向上の有効な手段であると考えます。

そのため、職員の現状配置を見直し、専門分野業務が推進されるように努めること。

以上です。

(議長)

以上で委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認めます。直ちに採決致します。

「文化財の保存・活用に関する事務調査」について、委員長の報告のとおり了承することに決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、委員長の報告のとおり了承することに決しました。

(議長)

次に、町長より「所信表明」の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

「町長」(所信表明)

平成26年第3回江差町議会定例会開催にあたり、町長就任のご挨拶と町政運営に対する所信の一端を申し上げます。

私は、このたびの江差町長選挙におきまして、当選させて頂き、本年8月8日付けをもちまして、町長に就任致しました。町民のご支持を賜ったことに感謝申し上げながらも、私にいただいた票は、有権者総数の半分にも満たないという選挙結果を厳粛に受け止め、前任の町長をはじめ、江差町を築いてこられた諸先輩方のまちづくりへの思いを受け継いでいくことも私の責任であると考えております。

私は、東京で生まれ、神奈川で育ち、大学卒業後は新聞記者として札幌、江差、帯広の3か所で勤務致しました。江差では3年間の勤務ではありましたが、農業、漁業、商工業をはじめ、歴史や文化など、伝統にあふれた「総合力」のある町であり、私が生活した5か所の中で一番魅力的な町であると感じております。

道内最古の祭りである姥神大神宮渡御祭、民謡の王様と称される江差追分、江差の景観を代表するかもめ島など、私の心に刻まれている魅力であります。その江差の「財産」を大切にしている町民が多くいることの素晴らしさに感銘を受け、「こんな町に生まれたかった」、「江差をふるさとにしたい」、そんな思いで記者時代を過ごしました。

一方で、どこの地方の町も同じではありますが、人口減少や少子高齢化の進行、産業の落ち込みが大きな課題であります。これを解決することは容易ではありませんが、5年後、10年後、更に未来に向かって町の姿を描きながら「江差で暮らしたい」と願う

若者が、しっかりとこの地域に残っていくことができる環境を創っていきたいと考えております。私の江差への思いと愛着が、江差のまちの心を動かしたというのが率直な気持ちであります。行政経験が無く、「よそ者」の身ではありますが、町民との対話を重視し、人生をかけて全力で町政に取り組んでいく所存でございます。

人口減少により、高度経済成長期のような右肩上がりの成長は望めませんが、都市部とは違う価値が、この江差町にはあるはずで。経済的な豊かさだけでなく、町民一人ひとりの「心の豊かさ」、つまり「この町に住んでよかった」と思える気持ちを追い求めるまちづくり、行政運営に転換していきます。「まちづくり」に正解はございません。町民の中にある「まちへの想い」を吸い上げ、町民と協働した行政運営に取り組んでまいりたいと考えています。

そのうえで、4つのまちづくりを柱とし、新たな4年間の町政運営にあたります。

一つ目は、「町内が一丸となったまちづくり」であります。

これまで行ってきた町政懇談会に代わり、「まちづくり委員会」を新たに創設したいと思っております。具体的な取組みの方向付けは今後、早急に協議いたしますが、まちづくりの政策課題、或いは、解決の糸口が見つからない課題などをテーマごとに、町民と町長が対話する中で方策を考え、行政運営に反映していきたいと考えております。

就任し、間もないわけでありますので、私自身が町民と対話することの必要性は言うまでもありませんが、まちづくり委員会が何かを決める委員会とはせず、テーマに沿って自由に話し合える場を想定しております。

これまでの町政懇談会における地域要望におきましては、課題等の積上げは一定程度なされているものと考えており、積み残しの地域課題や、取り組まなければならない地域要望は、順次、優先度の高いものから取り進めて参ります。

なお、新たな地域要望や意見に関しては、都度、日常業務の中で所管課を通じながら対応して参りたいと考えております。また、町職員の能力を最大限に生かす「役場改革」にも取り組みます。

具体的には、まずは職員とのコミュニケーションを図り、一日も早く職員との距離を無くしたいと思っておりますし、職員との信頼関係を築きたいと思っております。そうした点を含め、各課が抱える政策課題の把握のみならず、年代別の職員懇談会を早期に開催し、ざっくばらんな意見交換ができる体制をつくってまいります。役場職員のまちづくりへの考えや提言、そのプロセスを大事に職員と一緒に行政運営を進めたいというのが、私の考えであります。

二つ目は、「若者が将来に希望が持てるまちづくり」であります。若者が元気でなければ、地域社会として高齢者を支えることはできません。若者の定着には雇用の場が必要であることは言うまでもありませんが、地域が子育てしやすい環境をつくるのが大切であると考えております。

具体的には、子育て世帯の経済的負担軽減のため、18歳以下の子どもが3人以上

居る世帯の、第3子以降の子どもへの保育料、幼稚園保育料も含まれますけれども、の無料化を10月から行うほか、これまで中学生(15歳)までを対象としてきた医療費無料化については、18歳までの助成拡大を図るべく平成27年1月からの実施で、今定例会に関連条例の改正及び予算補正をご提案申し上げておりますので、宜しく願い申し上げます。

また、「子どもは地域の宝」であり、教育は「未来への投資」だと考えております。江差町は、道内でも有数の歴史や文化を誇る町であり、子どもたちには「ふるさと教育」の充実をはじめ、江差北小・江差北中で推進している小中一貫教育の更なる充実と、江差中学校を核として江差小学校、南が丘小学校の3校による「トライアングルサポート事業」で小中の連携を一層強化しながら、教育の充実に努めてまいります。

また、外国語教育は、語学の面ばかりではなく国際的な視野を養う意味でも大きな役割があります。そのために、外国語指導助手(ALT)の配置をおこない、世界で活躍する人材の育成に取り組んでまいります。

三つ目は、「農業、漁業、商工業を大切にすまちづくり」であります。

何よりも一次産業がすべての産業の源だと考えております。そのため、地域に根ざして努力している農・漁業者への支援を強化してまいります。

農業分野では大規模経営ではできない、手間暇がかかっても高く売れる高単価な農作物の振興を検討してまいります。取り組む具体的な農産物については今後、農業関係者をはじめ関係機関等のアイデアも活かしながら十分議論を積み重ね検討していくこととしております。

また、漁業では、安定的な収入を確保するため、現在も取り組んでおりますニシンやナマコ、それにウニなどの増養殖事業の更なる拡大を、近隣町や檜山振興局などと連携しながら図ってまいります。

町内で生産あるいは商品加工したものを、いかに付加価値を付け消費者に届けるのかが、販路拡大のポイントだと考えております。生産量が少なく、商品開発が難しい現状にあります。何ら手をこまねいては道は開けません。物流面でのハンデもあります。東京や大阪、あるいは札幌などの都市に、江差の特産物やゆかりの品を販売するアンテナショップの出店を検討し、当面は、北海道の「どさんこプラザ」等のワンコーナーをお借りすることからでもスタートし、特産品のPRと外貨を得る方策を検討してまいります。

また、国の補助金を活用した商店街の街灯LED化などの振興策にかかる諸課題がありますが、本定例会終了後の早い段階で議会全員協議会を開催していただき、今後の進め方や方向付けなどについてご説明したいと思っておりますので、議会議員の皆様のご理解をお願い申し上げます。

四つ目は、「歴史、文化、郷土を観光に生かしたまちづくり」であります。

江差の観光を考える上で大きな課題は宿泊施設の不足の問題であります。ご承知

のように観光客の減少により宿泊施設の閉鎖が続いている中であって、特に姥神大神宮渡御祭や江差追分全国大会の時のように全道、あるいは全国から来町していただく方が地元で宿泊できないという現状にあり、なんとか出来ないかという声が多くあります。一方で、現在の宿泊施設は、稼働率が一年間を通じて高いわけではなく、宿泊施設問題は、そう簡単に解決できるわけではありませんが、新幹線が開業される平成27年度末以降は、少なからず道南への入込客は増えるはずであり、観光振興策の強化とともに宿泊施設の誘致対策にも努めてまいります。

また、町内にある既存の宿泊施設が廃業せず、観光客にとって魅力的な施設にするため、改修などに対する財政的な支援を積極的に検討してまいります。

地元に住んでいる方には当たり前の景観に感じるかもしれませんが、私からはシンボルであるかもめ島や歴まち街区、寺院や石碑の多さなどを含め、江差の景観の美しさは全国に自慢できる観光資源であります。景観の美しさを生かしたドラマや映画のロケ地誘致の推進にも意を注いでまいります。

更に、弱点の一つである体験型観光の充実を図らなければなりません。そのため、農漁業作業体験などを目的とした民泊受け入れ制度の構築などで、新たな魅力ある観光づくりを進めてまいりますし、「姥神大神宮渡御祭」の保存伝承はもとより、更なる観光振興に結び付けるため、「道指定無形民俗文化財」の指定を目指し、関係者並びに関係機関への働きかけをしてまいります。

今、人口減少問題による地域存続のための議論が全国各地で巻き起こっています。国の施策にも期待しておりますが、地域自らが人口減少に少しでも歯止めをかける施策を考えなくてはなりません。対応可能な処方箋を私も真剣になって考えてまいります。高齢者世帯や一人暮らし高齢者が増加している現状を踏まえ、見守りや支えあいなどの高齢者対策の充実も図らなければなりません。

また、養護老人ホーム「ひのき荘」の課題については、早期整備に向けた検討と協議の再構築を図るべく、取り進めてまいります。行政、議会が汗をかき、そして町民の理解のもとで財政の健全化が一定程度、図られてきたことに敬意を表します。しかし、依然として厳しい環境に置かれていることから、行財政改革への手を緩めずに取り進んでまいります。年の若い私が町長になったことに、様々なご意見があることは承知しておりますし、注目されていることも理解しておりますが、この機会を全国に江差をアピールできるチャンスに利用したいと考えております。

その一つに、「ふるさと納税制度」の見直しを考えております。政府もふるさと納税制度の改革を打ち出しておりますが、寄付者の増加による歳入の確保という点だけではなく、地域の特産品を寄付者に送る仕組みを検討し、生産者あるいは商品販売者等に還元され、少しでも地域経済のプラスとなり、更には全国に江差の魅力を発信するきっかけにしたいと考えております。

以上のとおり、私の所信の一端を申し上げましたが、具体的な政策の詳細や導入

時期等につきましては、各所管課や庁内議論のみならず議会とも協議を図りながら、進めながら、また、財源対策も必要となってまいりますので、町財政の状況を見極めながら出来るものから着実に取り組んでまいります。

私は江差の魅力を発信する「セールスマン」になるつもりであります。魅力ある江差を後世に残していくため、職員一丸となって粉骨砕身尽力する決意で、町政運営の舵取りをおこなってまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様、そして町職員の皆様、どうぞ心を一つにし、共に「明日の江差町のために」新たな道のりを共に歩んで頂きますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

宜しく申し上げます。

平成26年9月5日 江差町長 照井 誉之介

(議長)

以上で、町長の「所信表明」を終わります。

(議長)

次に、町長より「行政報告」の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

「町長」(行政報告)

最初に『一部事務組合の長の選任について』でございます。

一部事務組合の長につきましては、規約に従い構成町の長による互選により決定することとなっており、過日構成町会議を開催し、次の通り決定したのでご報告申し上げます。

江差町ほか2町学校給食組合長につきましては引き続き江差町長が、南部桧山衛生処理組合長につきましては同じく江差町長が、檜山広域行政組合理事長につきましては上ノ国町長が新たに就任し、副理事長に江差町長という体制になったところです。いずれも、8月19日付けの就任でございます。それぞれの一部事務組合の運営につきましては、責任者としての責務を自覚し職務の執行をしてまいりたいと思いますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

次に『かもめ島海上遊歩道側壁崩落について』でございます。

去る8月22日の大雨(24時間降水量78ミリ)による被害状況でございますが、同日午前11時40分頃に、かもめ島海上遊歩道(かもめの散歩道)の側壁が崩落しているとの通報がありました。幸いにも、人的な被害等の大事には至りませんでした。早急に危険防止策を講ずる必要があることから、同日以降、復旧工事が完了するまでの間、

通行止めと致しました。復旧工事につきましては、今回崩落した側壁付近等につきましても、新たな崩落の危険性があることから、付近一帯の抜本的な専門家の現地調査を実施した上で、復旧工事を進めたいと考えております。

なお、本定例会に崩落した側壁付近一帯の崩落危険箇所の調査・設計委託費に係る補正予算を上程いたしましたことも含めてご報告いたします。

次に『道立江差病院の一時的な運用病床数の変更について』でございます。

去る9月1日、北海道保健福祉部道立病院室参事が来庁し、道立江差病院について、看護師の確保が難しい現状から現在の病床数を維持することが困難となったため一時的に運用病床を変更する旨の説明がございました。

これまでの経緯といたしましては、様々な看護師対策に努めてきましたが退職者などを補えるだけの確保には至らず、8月1日現在欠員が29人に拡大している状況で、今年度は、新たに民間人材紹介事業も活用しながら重点的な対策に努めましたが確保には至っておりません。

現在、他道立病院からの応援も行いながら運営しておりますが、10月以降、さらに産休者等が生じるため、現行の病床数では夜勤体制が維持できない事態となることなどから、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの期間、これまでの運用病床数190床(一般150床、精神40床)を152床(一般112床、精神40床)に変更する内容でございます。

今年度の入院患者数の状況でございますが、4月から7月までの平均は106名(一般が88.6人、精神が17.4人)、8月13日現在95人の入院患者となっております。

今後は、病床数の変更期間内であっても看護師確保対策に努め、早期に現行の病床数に戻せるよう取り組むこととしております。

最後に、江差町が取り組んでいる看護師対策については、4名が申請され1名が手続きの準備中であり5名枠が埋まる状況でありますことをお知らせ致しましてご報告いたします。

最後に『寄附採納について』ご報告申し上げます。

2件の寄附採納についてでございます。

初めに、平成26年6月25日に中川キクエ様より、江差追分会館へ「江差三下り人形」の寄贈がありました。本人形は、江差三下りの第一人者「土門 讓」氏の奥様のノブエさんが管理されていたもので、ノブエさんの逝去に伴い、妹の「中川キクエ」様より、郷土芸能の拠点である江差追分会館への展示を希望し、寄贈されたものです。早速、江差追分会館資料室に展示し、来館者にご覧いただくとともに、貴重な資料として保管して参ります。

次に、平成26年6月25日、江差町字本町132番地「江差信用金庫理事長 藤谷直

久」様より、江差信用金庫設立90周年の記念事業として、昨年に引き続き、本支店の
ある市町村に対し、「道南杉(江差産)木製ベンチ一脚」時価4万4千円相当の寄贈が
ありました。ご寄贈いただいた「木製ベンチ」につきましては、江差追分会館に設置を
させて頂き、江差追分愛好者や観光客等の皆様に利用していただいております。

以上のご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚意に厚く
お礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

以上、本日の日程は、全て終了致しました。

本日はこれで散会致します。

なお、8日月曜日は午前10時より一般質問を行いますので、ご来場くださいますよ
うご案内申し上げます。

本日は大変御苦勞さまでした。ありがとうございます。

終了 11:02